

「大野城市保育士 家賃助成事業 補助金」 制度概要

～ 大野城市内の保育所等で勤務する保育士（正職員）の ～

～ 住宅手当を上乗せして助成 ～

大野城市 子育て支援課

【補助金制度の概略】

- 待機児童対策として市内保育所等の保育士不足を解消するため、勤務保育士の家賃を助成（給与住宅手当への上乗せ）することで、安定して働くことができるように制度を創設しました。
- 住宅手当への上乗せは市からの補助金と、家賃助成事業実施園の負担金により賄い、市と園が協力して事業を実施するものです。

●対象の保育所等：・・・ (※1)

大野城市内の

- ・認可保育所（私立）
- ・認定こども園
- ・小規模保育事業所

※上記のうち 家賃助成事業実施園のみ 対象

●補助金の対象： 対象の保育所等（※1）に勤務する 大野城市内在住の保育士（正職員）

●対象条件：

《保育士本人》

- ・上記職員が 本人名義で アパート等を借り受け 家賃を支払っている

《家賃助成事業実施園》

- ・下記の額を園が負担し、市補助金と合算して、上記職員に住宅手当を上乗せして支給
- ・本補助金を受けることを理由として、既存給与水準を下げない

●対象保育士の受給額： 月額最高 1.2 万円 の住宅手当の上乗せ受給が可能

(保育士1人あたり)

既存自己負担額（＝家賃額－既存住宅手当額）が 1.2万円以上のとき	既存自己負担額（＝家賃額－既存住宅手当額）が 1.2万円に満たないとき (例：既存自己負担額が9千円の場合)
市⇒園へ 月額1万円の助成 園⇒保育士へ 上記1万円と園負担の2千円をあわせ、計1.2万円の住宅手当を上乗せ支給	市⇒園へ 月額7,500円の助成(5/6相当額) 園⇒保育士へ 上記7,500円と園負担の1,500円(1/6相当額)をあわせ、計9千円の住宅手当を上乗せ支給
合計： 1.2万円の負担軽減	合計： 9千円の負担軽減

●補助金申請者： 対象の保育所等（※1）の運営法人
(保育士本人の申請ではありません)

●家賃助成事業の流れ：

《保育士本人》

- ・家賃助成事業の実施園を確認
- ・園に助成事業希望の申出

《家賃助成事業実施園》

- 4月：補助金申請書を市へ提出
市が法人に対し交付決定
以降、園が交付決定内容どおり、保育士に対し、市の補助金額+園の負担額を合算し、住宅手当に上乗せして支給
- 10月：上半期分の補助金を市へ請求（※希望園のみ）
市が補助金を園へ支払い
- 3月：年度間実績を実績報告書として市へ提出
市が補助金を確定
残額の補助金を市へ請求
市が残額補助金を園へ支払い

【問い合わせ先】

大野城市子育て支援課 保育所・幼稚園担当
直通電話 092-580-1864



※市ホームページはこちらから！！